

平成24年(2012年)2月29日



埼玉県報

号 外 第 3 号
平 成 2 4 年 2 月 2 9 日
水 曜 日

目 次

告示

- [県道長瀨児玉線の区域決定\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道秩父児玉線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道秩父児玉線の供用開始\(本庄県土整備事務所\)](#)

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
三七二番一地先まで	本庄市児玉町金屋字池内一五〇番一 一地先から同市児玉町児玉字養福寿	区 間
一〇・八〇	六・七六	敷地の幅員 (メートル)
三八一・八〇	-	延長 (メートル)
路線の再編に伴う区域の延長		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父児玉線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
	本庄市児玉町長沖字久保二七二番四 地先から同市児玉町八幡山字町西二 五九番二地先まで	本庄市児玉町金屋字桶川二五七番一 地先から同市児玉町児玉字養福寿三 七二番一地先まで	区 間
一八・〇二 三三・〇〇	一七・〇〇 三三・〇〇	五・五七 二六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	二、五〇四・〇〇	九七九・〇〇	延 長
	管理。	平成十三年三月三十日埼玉県告示 第四百六十八号の道路予定区域の 一部変更及び旧道の区域の除外。 除外区域の一部を本庄市へ引継 ぎ、一部を県道長瀨児玉線として	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 内藤 敏夫

秩父児玉線	路線名
本庄市児玉町長沖字久保二七 二番四地先から同市児玉町金 屋字中ノ堰一四〇五番四地先 まで	供用開始の区間
平成二十四年二月二十九日	供用開始の期日
平成二十四年二月二十九日埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第 八号で告示した道路予定区域の 一部の供用開始である。 延長一、六一六・五〇メートル	備考